CCSBTの生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類RFMOの措置と調和させるための決議

（第31回委員会年次会合（2024年10月10日）において改正）

みなみまぐろの保存のための拡大委員会は、

他の関連するまぐろ類地域漁業管理機関（RFMO）の生態学的関連種（ERS）に関する措置に従うことを義務付けるCCSBT決議を創設することにより、他のまぐろ類 RFMO と努力を重複させることなく、みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）メンバーに対して法的拘束力のある ERS に関する措置を策定するとした第5回戦略・漁業管理作業部会における決定を*想起し*、

*分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定*及び異なるまぐろ類地域漁業管理機関間における協力及び保存管理措置の一貫性を確保することの必要性に*留意し*、

一部の海鳥類、とりわけ一部のあほうどり類及びみずなぎどり類について、世界的な絶滅の恐れがあることを*懸念し*、

また、みなみまぐろを対象とする漁業が、海亀類、さめ類及び鯨類といったその他の種に対しても偶発的に危害を与え得ることを*認識し*、

みなみまぐろの保存のための条約第 5 条 (2) において、締約国は、CCSBT に対し、とりわけ生態学的関連種に関するデータを速やかに提供することを求められていることを*さらに想起し*、

みなみまぐろを対象とする漁業に起因する生態学的関連種に対する偶発的な危害を緩和することを*決意し*、

2007年1月26日のまぐろ類RFMO神戸合同会合で合意されたとおり、保存管理措置について、国際的な漁業の管理の責任を負う他の機関と調和することの重要性に*留意し*、

2007 年 7 月 3 - 6 日に東京で開催された第 7 回生態学的関連種作業部会（ERSWG）において、メンバー及び協力的非加盟メンバーは、そのみなみまぐろ漁業における生態学的関連種に対する相互作用について、国別報告書を提出するとされた勧告を*再確認し*、

みなみまぐろの保存のための条約第8条 (3) に従い、以下に合意する。

1. この CCSBT 決議の目的に関して、
   a) 「インド洋まぐろ類委員会の管轄する水域」は、*インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定*第 2 条に規定される水域である。

b) 「中西部太平洋まぐろ類委員会の条約区域」は、*西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約* 第 3 条に規定される区域である。

c) 「大西洋まぐろ類保存国際委員会の条約区域」は、*大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約* 第 1 条に規定される水域である。

d) 上記のパラグラフ a) – c) に定義される海域は「それぞれの委員会が管轄する水域」であり、これらを合わせて「管轄水域」とする。

e) 「ERS 措置」とは、*インド洋まぐろ類委員会*（IOTC）、*中西部太平洋まぐろ類委員会*（WCPFC）及び*大西洋まぐろ類保存国際委員会*（ICCAT）において発効している、その時々に採択及び改正されたあらゆる生態学的関連種に関する措置であって、別添 I に掲げた措置を意味する。

f) メンバー又は協力的非加盟メンバーとは、CCSBT 拡大委員会のメンバー又は協力的非加盟メンバーを意味する。

2. この決議は、管轄水域における「みなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録」に掲載された全ての船舶に適用するものとする。各メンバー及び協力的非加盟メンバーは、自国の旗を掲げる船舶であって管轄水域においてみなみまぐろを漁獲する船舶が当該管轄水域において発効している全ての ERS 措置を遵守することについて、メンバー又は協力的非加盟メンバーが ERS 措置を採択しているまぐろ類 RFMO のメンバーであるかどうかを問わず、これを確保しなければならない。

3. 管轄水域外で操業する場合、メンバー及び協力的非加盟メンバーは、南緯 30 度以南における全てのはえ縄漁業においてトリラインを使用しなければならない。

4. 管轄水域が重複する場合、メンバー及び協力的非加盟メンバーは、適用する適切な RFMO の ERS 措置を選択しなければならない。

5. 各メンバー及び協力的非加盟メンバーは、自国の旗を掲げる船舶が管轄水域内でみなみまぐろを漁獲する際に ERS 措置に含まれる義務を遵守することができなかった場合、これに対して効果的な行動をとることを確保しなければならない。拡大委員会のメンバー又は協力的非加盟メンバーが、メンバーとなっていない委員会の管轄水域においてみなみまぐろ漁業を行う場合、当該条約の適当な機関においてメンバー又は協力的非加盟メンバーによる ERS 措置の遵守状況が評価されない限り、当該メンバー又は協力的非加盟メンバーは、該当する場合には、CCSBT 遵守委員会に対し、関連する ERS 措置に関するこうした行動について報告するものとする。

6. CCSBT 事務局は、IOTC、WCPFC 及び ICCAT の年次会合における生態学的関連種に関するあらゆる決定を踏まえ、毎年の CCSBT 拡大委員会年次会合の前に、別添 I に掲げる ERS 措置一覧を更新する。

7. WCPFC の場合を除き、関連するまぐろ類 RFMO の ERS 措置に対して公式に異議を申し立てているメンバー及び協力的非加盟メンバー、及びその公式の異議申立て及び当該まぐろ類 RFMO の意思決定ルールの運用を理由として当該 ERS 措置により法的に拘束されない者は、該当する管轄水域においてみなみまぐろを漁獲する場合であっても当該 ERS 措置の適用から除外される。WCPFC の場合においては、*西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約* 第 20 条 の 6 に基づき ERS 措置に関する決定の再検討を求めているメンバー又は協力的非加盟メンバーは、当該措置が法的拘束力を有することとなるまで、該当する管轄水域においてみなみまぐろを漁獲する場合であっても当該 ERS 措置の適用から除外される。

8. 事務局は、メンバー及び協力的非加盟メンバーに対する情報提供を専らの目的として、毎年の CCSBT 遵守委員会に対し、ERS 措置の実施状況に関する報告書を提出するものとする。

別添 I: ERS 措置

IOTC の管轄する水域

a) Resolution 12/04 On the conservation of marine turtles;

b) Resolution 12/09 On the conservation of thresher sharks (family Alopiidae) caught in association with fisheries in the IOTC area of competence;

c) Resolution 13/05 On the conservation of whale sharks (*Rhincodon typus*);

d) Resolution 13/06 On a scientific and management framework on the conservation of shark species caught in association with IOTC managed fisheries;

e) Resolution 17/05 On the conservation of sharks caught in association with fisheries managed by IOTC;

f) Resolution 18/02 On management measures for the conservation of blue shark caught in association with IOTC fisheries;

g) Resolution 19/03 On the conservation of mobulid rays caught in association with fisheries in the IOTC Area of Competence;

h) Resolution 23/06 On the conservation of cetaceans (これにより Resolution 13/04 は失効);

i) Resolution 23/07 On reducing the incidental bycatch of seabirds in longline fisheries (これにより Resolution 12/06 は失効)

WCPFC の条約区域

j) Resolution 2018/03 - Conservation and Management Measure to mitigate the impact of fishing for highly migratory fish stocks on seabirds;

k) Resolution 2018/04 - Conservation and Management Measure of Sea Turtles*;*

l) Resolution 2019/05 - Conservation and Management Measure on Mobulid Rays Caught in Association with Fisheries in the WCPFC Convention Area;

m) Resolution 2022/04 – Conservation and Management Measure for Sharks (これにより CMM 2019/04 は失効);

ICCAT の条約区域

n) Resolution 95-02 on cooperation with the Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO) with regard to study on the status of stocks and by-catches of shark species;

o) Resolution 03-10 on the shark fishery;

p) Recommendation 04-10 concerning the conservation of sharks caught in association with fisheries managed by ICCAT;

q) Resolution 05-08 on circle hooks;

r) Supplemental Recommendation 07-06 Concerning Sharks;

s) Recommendation 07-07 on Reducing Incidental By-Catch of Seabirds in Longline Fisheries;

t) Recommendation 09-07 on the Conservation of Thresher Sharks Caught in Association with Fisheries in the ICCAT Convention Area;

u) Recommendation 10-07 by ICCAT on the Conservation of Oceanic Whitetip Sharks caught in Association with fisheries in the ICCAT Convention Area;

v) Recommendation 10-08 on Hammerhead Sharks (family *Sphyrnidae*) caught in Association with Fisheries Managed by ICCAT;

w) Recommendation 11-08 on the Conservation of Silky Sharks Caught in Association with ICCAT Fisheries;

x) Supplemental Recommendation 11-09 on Reducing Incidental By-Catch of Seabirds in ICCAT Longline Fisheries;

y) Recommendation 11-10 on Information Collection and Harmonization of Data on By-catch and Discards in ICCAT Fisheries;

z) Recommendation 13-10 on Biological Sampling of Prohibited Shark Species by Scientific Observers;

aa) Recommendation 15-06 on Porbeagle Caught in Association with ICCAT Fisheries;

bb) Recommendation 22-12 on the bycatch of sea turtles caught in association with ICCAT fisheries (Recommendations 10-09 及び 13-11 を集約、整理及び修正)